

目黒区立特別養護老人ホーム東が丘

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

<平成27年4月1日現在>

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5481-5639 (午前8時30分～午後5時15分)

担当 生活相談員 中村 秀之 佐野 貴子

*ご不明な点は、上記生活相談員にお尋ねください。

2 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘の概要

(1) 提供するサービスの種類

名称	目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
所在地	東京都目黒区東が丘1丁目6番4号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (東京都1371003789号)

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1	0	運営管理	1
医師	0	5	健康管理・療養上の指導	5
生活相談員	2	0	相談・調整	2
介護職員	36	9	介護サービス	45
看護職員	4	1	健康管理・療養上の世話	5
栄養士	1	0	栄養管理	1
機能訓練指導員	1(1)	0	機能訓練	1(1)
介護支援専門員	(2)	0	施設サービス計画作成	兼務
事務・福祉	2	1	施設管理・事務	3
用務	0	1	用務	1
運転手・添乗員	0	7	送迎・添乗	7

* () 内は、兼務数

* 介護職員については、上の表の外に臨時職員がいますが、勤務日数等に変動があるため、掲載していません。

(3) 設備の概要

利用定員	110人 (うちショートステイ10人)
------	---------------------

居室	4人部屋	18室 (36.83 m ²)	静養室	1室2床
	2人部屋	13室 (21.59 m ²)	医務室	1室
	個室	12室 (12 m ²)	機能訓練室	1室
食堂		2箇所	談話室	2箇所
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。		

3 サービスの内容

(1) 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の利用者には、指定居宅介護支援事業者または利用者本人が作成した居宅（介護予防）サービス計画に基づき、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」といいます）を作成します。介護計画は、利用者の心身の状態に合わせた介護の課題分析、目標、内容、達成時期、サービスを提供する際に気をつけること等を利用者および家族の意向、要望を可能な限り反映させて作成します。また、作成した内容を説明し、文書により同意を得たうえで遅滞なく利用者へ交付します。

(2) 相談窓口

各利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者および家族に対し介護に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要な場合は各種援助を行います。相談内容においては秘密保持、個人情報保護を徹底しますので遠慮なく生活相談員に相談ください。

(3) 介護

介護計画に沿って入浴、排泄、食事、移動等必要な介助を行います。自立支援、残存能力の維持の観点から、できることは可能な限り自分で行っていただきます。

- ① 寝たきり防止のため、日中はできるだけ起きて体を動かして活動し、規則正しい生活リズムを整えます。
- ③ 床ずれをつくらないために体位変換を必要に応じて行います。
- ④ 着替えや身だしなみの援助を行います。
- ⑤ 洗濯は下着と靴下のみ施設で行います。業者によるクリーニング等は、ご家族にお願いします。
- ⑥ シーツ交換は原則として週1回行います。また、必要な場合はその都度交換します。

(4) 食事などの提供

食事は1日3食、週に3回おやつを提供し、食事以外の時でもお茶等を提供します。食事は生活のリズムに配慮し概ね下記の時間を食事時間とします。

食事は、各利用者の希望、身体状態に応じて、適時・適温・適所で提供します。

朝食	午前7時45分～8時45分
昼食	正午～午後1時

夕食	午後6時～7時
----	---------

- ② 食事は、ホームの管理栄養士が作成したメニューに基づき、普通食のほか、主食では粥、重湯、ミキサー食など、副食では刻み食、極刻み食、ミキサー食など、利用者ごとの身体状態等に合わせ提供します。
- ③ 利用者の医療にかかわる厚生労働大臣が定める特別食（糖尿食など15種類）は、医師の発行する食事せんに基づき提供します。
- ④ アレルギーその他により食べられないものがある場合は、他のものに代えて提供します。なお、お好みのものを外注される場合は、全額自己負担とさせていただきます。

(5) 入浴の介護

入浴は、プライバシーに十分配慮し、利用者の障害や健康状態に応じて週2回以上、機械浴、リフト浴、一般浴により行います。入浴できない方には清拭（せいしき）を行います。

(6) 排泄の介護

排泄介助（声かけを含む）はプライバシーに十分配慮し、自立に必要な援助を行います。また、おむつを使用せざるを得ない場合は、排尿・排便の間隔、量等を勘案し、一人ひとりに合ったおむつの形態、介助方法により適時行います。おむつは紙おむつを使用し、その費用は施設で負担します。

(7) 機能訓練

利用期間中は、利用者の心身の状態等に応じた援助を介護計画に沿って行い、機能維持に努めます。その際、機能訓練指導員が援助方法等の助言を行います。また、必要に応じて利用者の自助具、装具、車椅子や生活環境等の整備や助言も行います。

(8) 健康管理

サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。協力医療機関として下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図ります。

協力病院	電話番号	住所	診療科
厚生中央病院	3713-2141	目黒区三田 1-11-7	総合内科、循環器内科、呼吸器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神・神経科他
東京共済病院	3712-3151	目黒区中目黒 2-3-8	総合診療科、呼吸器科、脳神経外科、消化器科、眼科、皮膚科 耳鼻咽喉科、整形外科他
日扇会第一病院	3718-7281	目黒区中根 2-10-20	一般内科、消化器肝臓内科、循環器内科、呼吸器内科他
碑文谷病院	3723-1515	目黒区南 2-9-7	一般内科、整形外科、外科、脳神経外科
本田病院	3718-9731	目黒区柿の木坂	一般内科、皮膚科、整形外科

		1-30-5	
三宿病院	3711-5771	目黒区上目黒 5-33-12	一般内科、呼吸器科、循環器内科、 神経内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯 科、腫瘍内科他
目黒病院	3711-5641	目黒区中央町 2-12-6	内科、呼吸器科、消化器内科。整 形外科、脳神経外科他

(9) 所持金品預かり

利用者または家族からの依頼により、利用期間中に必要な金銭および衣類をお預かりします。この場合は、所持金品預かり確認書をご提出いただきます。

(10) レクリエーション等

一人ひとりの残る能力の活用を図り、興味や関心を引き出すためにレクリエーション活動やクラブ活動を行います。

<年間のおもなレクリエーション行事と行事食> *各施設で入力

月	行 事	行 事 食
4	創立記念日	
5	菖蒲湯、端午の節句	端午の節句弁当
6	保育園交流会、ミニ家族懇談会	
7	七夕交流会、お盆行事、花火大会	七夕メニュー
8	夏祭り、ミニ家族懇談会（講習会）	夏祭り
9	敬老交流会、敬老会・敬老作品展	敬老祝い膳
10	スイートポテトを作り 家族懇談会、保育園交流会	
11	各階運動会	
12	望年会、ミニ家族懇談会、柚子湯 ケーキバイキング、大晦日	望年会、冬至（かぼ ちゃ）、年越しそば
1	正月、七草、新年会	おせち料理、七草粥
2	節分（豆まき）、おはぎ作り	福内膳
3	桃の節句（雛人形飾り）、家族懇談会	桃の節句膳

<毎月定期的に行っている行事>

実施日	実施行事
毎月 第2日曜日	ホーム喫茶「花水木」
毎月	「コーヒーを楽しむ会」
隔月	演奏等鑑賞会
年5回	幼稚園児訪問
毎月 第2日曜日	ホーム喫茶「花水木」

<クラブ活動>

クラブ活動	開催頻度
書道	毎月2回
陶芸	毎月1回
コーラス	毎月1回
バック手芸	毎月1回
ハーモニカ	毎月1回

4 利用料

利用料は基本利用料、加算利用料、食費、滞在費の合計額で、別表の利用料金表のとおりとなります。ただし、介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて自己負担金も変更となります。

(1) その他の費用

趣味活動費等は、原則として自己負担となります。一般的な行事費、クラブ活動にかかる費用は利用者の負担はありません。

多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。

利用中に必要な個人的な日用品や衣類、嗜好品などは利用の際にご持参ください。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者側の都合でサービスを中止した場合は、次のキャンセル料がかかります。

利用開始日の前日の午後5時までに連絡をした場合	無料
利用開始前の前日の午後5時までに連絡をしなかった場合	初日の予定の食事代

(3) 利用期間中に中止した場合

利用者の体調が悪く、ホームでの生活に支障があると判断したときは、利用期間中でも利用を中止していただくことがあります。この場合の料金は退所日までの日数を基準として計算します。

(4) 利用料の支払い

毎月、前月分の利用料金および食費、滞在費などの自己負担分を請求しますので、次の支払方法に応じた期限までに当月の料金をお支払いください。ただし、支払方法によって特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

<支払方法>

	支払方法	支払い期限等	手数料(利用者負担)
1	口座引落 (自動引落)	登録された銀行口座より指定日(毎月26日、銀行休業日の場合は翌営業日)に利用料金等が自動的に引き落とされる	89円 +消費税
2	コンビニエンスストア支払	請求書に同封のコンビニエンスストア払込票により、月末までにコンビニエンスストアにて支払う	109円 +消費税
3	銀行振込	月末までに、指定された銀行口座への振込みにより支払う	銀行の定める額
4	施設窓口にて現金支払	月末までに、土日祝祭日・年末年始を除いた平日9:00～17:00の間に、施設窓口で現金にて支払う	無料

5 サービスの利用方法

(1) 契約期間中の利用申し込み

居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼している場合は、介護支援専門員を通じて申し込んでください。自身で居宅サービス計画を作成している場合は、初めに電話等で空き状況を確認して申し込んでください。

なお、利用は、作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の介護認定の有効期間の範囲内で行うことができます。

(2) 利用契約の終了

① 利用者の都合で利用契約を終了される場合

実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書による申出により、いつでも解約できます。この場合はその後の予約が無効となります。

② 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくとも、自動的に利用契約を終了し、予約は無効となります。

ア 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

ウ 利用者が亡くなった場合または介護保険の被保険者でなくなった場合

(3) その他

① 利用者のサービス利用料の支払いが正当な理由なく遅延し、その支払の勧告にもかかわらず勧告書の納付期限(おおむね14日以内)までに支払がない場合、および利用者またはその家族が、事業者、サービス従事者または他の利用者に対し、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合には、契約終了30日前までに文書で通知します。また、契約終了後の予約は無効となります。

② やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了させ

ていただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。なお、この場合の契約終了の予約は、無効となります。

6 サービスの特徴等

(1) 特別養護老人ホームの理念等

事業所が大切にしている理念・方針を次のとおり定めています。

1	介護計画に基づき有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう援助します。
2	人権を尊重し、利用者の立場に立った良質なサービスの提供に努めます。
3	地域と家庭との結びつきを重視した運営を行います。
4	安全確保に留意し事故防止に努めると共に、緊急事態にも適切な対応を図ります。
5	個人情報の保護に配慮し、利用者に対する十分な説明及び情報公開に努めます。

(3) 利用にあたっての留意事項

面会	面会の際は、備え付けの面会カードにご記入ください。面会室を使用する場合は、あらかじめ申し出てください。また、来苑の際は、施設内での携帯電話の使用はお控えください。
外出	外出される場合は、その都度外出先、用件、帰着予定日時等を届け出てください。
飲酒・喫煙	喫煙は全館禁煙のため所定の場所、所定の時間をお願いいたします。飲酒も同様です。
設備・器具の利用	用意された設備・備品等については、利用期間内は自由に利用していただけますが、無断で施設の外に持ち出すことはできません。
所持品持込み	原則として身の回り品、日常生活必需品に限らせていただきます。多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。
受診	診療機関に通院が必要な場合は、原則としてご家族で対応していただきます。
活動等	施設内での宗教活動・政治活動・営利活動は行えません。
ペット	犬、猫、小鳥等の施設内への持ち込み、飼育はできません。面会時の持ち込みもご遠慮ください。

7 安全管理体制

(1) 感染症等の対策

- ① 「感染症・食中毒の予防蔓延防止に関する指針」に基づいて、感染症対策会議を定期開催するとともに職員研修を実施し、感染症等に関する通知の遵守徹底に努めます。

② 感染症等発生時は迅速で適切な対応をはかり、蔓延防止に努めます。

(2) 介護事故等の対策

- ① 「事故防止指針」に基づいて、事故防止委員会を定期開催するとともに職員研修を実施し、事故防止の徹底を図ります。
- ② サービス提供による事故が発生した場合は、速やかに連絡を行う等必要な対策を講じるとともに、その後の改善策を検証し、職員に周知徹底します。
- ③ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 身体拘束防止の取り組み

- (1) 利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要性等を家族に説明すると共に、文書による同意を得た後、一定の条件と期間内のもとで行います。なお、緊急やむを得ない場合には、電話等により事前に了解を得ます。

9 虐待の防止

高齢者虐待の防止ならびに高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任等の虐待を行いません。

10 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡すると共に、必要に応じて適切な処置を行います。

<緊急連絡先>

氏 名	
住 所	
電 話	
続 柄	

11 非常災害対策

(1) 防災時の対応

- ① 「消防計画書」および「大規模災害対策計画」に基づき、対応します。
- ② 災害時に備え、地元町会と「災害援助協定」を結んでいます。

(2) 防災設備

自動火災報知設備、スプリンクラー、消火栓、誘導灯、非常照明等を備え、非常用の保存食、水等も準備しています。

(3) 防災訓練

「消防計画」に基づき、「避難誘導訓練」「消火訓練」「夜間想定避難訓練」「総合防災訓練」など、消防署および地元町会と連携して実施しています。

(4) 防火管理者

施設長	中島 政文
-----	-------

1.2 個人情報保護の取り組みについて

- (1) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明示し、利用目的を達成するために必要な限度を超えない範囲で行います。
- (2) 保有個人情報の紛失、漏えい、改ざんおよび不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。
- (3) 保有個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等への対応
施設は、利用者が自己の情報について、その開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申出がある場合には速やかに対応します。
- (4) 個人情報に関する取り組みは継続的に見直し、改善・向上に努めます。

1.3 サービス内容に関する相談・苦情

サービス内容に関するご相談・苦情は、お気軽に担当職員にお申し出ください。なお、苦情につきましては、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団の「苦情対応規程」により対応させていただきます

(1) 当施設の相談・苦情受付窓口

苦情解決責任者	施設長 中島 政文	☎ 5 4 8 1 - 5 6 3 9 月曜日から金曜日 9時～17時
施設の相談・苦情受付窓口	管理課長 徳永 照美	
苦情解決第三者委員	小山 千加代(大学教授) 鹿野 真美 (弁護士)	

(2) その他の相談窓口

目黒区高齢福祉課	健康福祉部高齢福祉課 施設事業係	☎ 5 7 2 2 - 9 8 4 3 月曜日から金曜日 9時～17時
目黒区介護保険課	健康福祉部介護保険課 介護保険管理係	☎ 5 7 2 2 - 9 5 7 4 月曜日から金曜日 9時～17時
目黒区保健福祉サービスに関する苦情相談	目黒区社会福祉協議会 権利擁護センター「めぐろ」	☎ 5 7 6 8 - 3 9 6 3 月曜日から金曜日 9時～17時
東京都国民健康保険団体連合会(国保連)	介護福祉部介護相談指導課 介護相談窓口	☎ 6 2 3 8 - 0 1 7 7 月曜日から金曜日 9時～17時

1.4 目黒区社会福祉事業団の経営理念等

(1) 経営理念

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、地域で最も**信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行うことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

(2) 経営方針

「経営理念」を実現するための事業団職員の行動指針として、「経営方針」を次のとおり定めます。

経営理念	経営方針
個人の尊厳を大切にします	1 人権を尊重し、プライバシーの保護に万全を期するとともに、事業運営のあらゆる場面においてノーマライゼーションの理念の徹底を図ります。
信頼され、喜ばれるサービスを提供します	2 利用者の安全確保に常に留意し、事故防止に努めるとともに、緊急事態にも適切な対応を図るよう努めます。
	3 公平なサービスを心掛けるとともに、個々の利用者の立場や諸条件を可能な限り配慮し、サービスの受け手が満足感を味わえるサービスの提供に努めます。
	4 施設の運営は、職員の真摯な事業執行と地域の人々や多くの関係者の協力により成り立っていることを踏まえ、地域に貢献し、必要とされる施設を目指します。
効率的で柔軟な経営を行います	5 各事業間及び各職種間の連携を密にし、持てる経営資源を有効に活用するよう努めます。
	6 利用者へのサービスを確実かつ効果的に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、法令を遵守し、事業運営の透明性の確保に努めます。

1.5 目黒区社会福祉事業団の概要

目黒区が当施設の運営を委託している社会福祉法人目黒区社会福祉事業団は、平成元年10月に目黒区が基本財産500万円を出資して設立し、特別養護老人ホームをはじめ、高齢者在宅サービスセンター、知的障害者施設、母子生活支援施設等目黒区が設置した福祉施設を運営しております。

法人種別	社会福祉法人	名称	目黒区社会福祉事業団
代表者役職氏名	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団理事長 佐藤 良春		
本部所在地	東京都目黒区上目黒2-19-15	電話	5721-9661
定款の目的に定めた事業			
第一種社会福祉事業			

特別養護老人ホームの経営	目黒区立特別養護老人ホーム中目黒 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘 目黒区立特別養護老人ホーム東山
母子生活支援施設の経営	目黒区みどりハイム
第二種社会福祉事業	
老人デイサービスセンターの経営	目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター 目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター
老人短期入所事業の経営	目黒区立特別養護老人ホーム中目黒 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘 目黒区立特別養護老人ホーム東山
老人介護支援センターの経営	目黒区立東が丘在宅介護支援センター 目黒区立東山在宅介護支援センター
障害福祉サービス事業の経営	目黒区立かみよん工房 目黒区立大橋えのき園 目黒区心身障害者センターあいアイ館
地域活動支援センターの経営	目黒区心身障害者センターあいアイ館
身体障害者福祉センターの経営	目黒区心身障害者センターあいアイ館
特定相談支援事業の経営	目黒区心身障害者センターあいアイ館
公益事業	
地域包括支援センターの経営	目黒区東部包括支援センター 目黒区西部包括支援センター 目黒区中央包括支援センター
居宅介護支援事業	目黒区立東が丘在宅介護支援センター 目黒区立東山在宅介護支援センター

平成 年 月 日

入所に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 住所 東京都目黒区東が丘1丁目6番4号
名称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
施設長 中島政文 印

(説明者) 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、施設についての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

利用者 住所

氏名 印
(代理人)
住所

氏名 印

(利用者との続柄：)

平成 27 年 8 月 1 日

特別養護老人ホーム東が丘 短期入所生活介護料金表

料金表の自己負担額等は、概算ですので利用料請求書の額と一致するものではありません。

1 基本利用料

(1) 多床室

介護度区分	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
要介護1	6,648 円	665 円	1,330 円
要介護2	7,392 円	740 円	1,480 円
要介護3	8,147 円	815 円	1,630 円
要介護4	8,891 円	890 円	1,780 円
要介護5	9,612 円	962 円	1,924 円

(2) 従来型個室

介護度区分	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
要介護1	6,426 円	643 円	1,286 円
要介護2	7,170 円	717 円	1,434 円
要介護3	7,925 円	793 円	1,586 円
要介護4	8,669 円	867 円	1,734 円
要介護5	9,390 円	939 円	1,878 円

2 加算利用料

(1) 基本加算

利用者全員に自己負担があります。

加算内容	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
機能訓練指導体制加算	133 円	14 円	28 円
看護体制加算(Ⅰ)	44 円	5 円	10 円
看護体制加算(Ⅱ)	88 円	9 円	18 円
夜勤職員配置加算	144 円	15 円	30 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰイ)	199 円	20 円	40 円
合計額		63 円	126 円

(2) 該当者加算

該当者加算は該当サービスを利用した場合に加算されます。

加算内容	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
送迎加算(片道1回につき)	2,042 円	205 円	410 円
個別機能訓練加算	621 円	63 円	126 円
療養食加算	255 円	26 円	52 円
在宅中重度者受入加算 (看護体制加算あり)	4,584 円	459 円	918 円
認知症行動心理症状緊急対応加算	2,220 円	222 円	444 円
若年性認知症利用者受入加算	1,332 円	134 円	268 円
緊急短期入所受入加算	999 円	100 円	200 円
医療連携強化加算	643 円	65 円	130 円

※送迎加算は、利用者のご希望によりホームが送迎を行った場合にのみ加算されます。送迎をご希望の場合でも、車輛の運行状況によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

(3) 介護職員処遇改善加算

利用者全員に自己負担があります。

介護度 区分	多床室			従来型個室		
	利用料 (日額)	自己負担額(日額)		利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担		1割負担	2割負担
要介護1	421 円	43 円	86 円	410 円	41 円	82 円
要介護2	466 円	47 円	94 円	455 円	46 円	92 円
要介護3	510 円	51 円	102 円	499 円	50 円	100 円
要介護4	555 円	56 円	112 円	543 円	55 円	110 円
要介護5	599 円	60 円	120 円	588 円	59 円	118 円

※処遇改善加算は基本利用料と基本加算の合計単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数から算定しています。(該当者加算がある場合は変動します)

3 食費(食材費及び調理費相当額)

食事	朝食	昼食	夕食	合計
金額	330 円	600 円	450 円	1,380 円

4 滞在費(日額)

	多床室	従来型個室
基準費用額	840 円	1,150 円
負担限度額3段階	370 円	820 円
負担限度額2段階		420 円
負担限度額1段階	0	320 円

※従来型個室を利用する方で感染症や精神症状等、医師の判断で利用する場合は多床室（相部屋）の滞在費と同額で利用できます。

5 負担軽減制度

食費及び滞在費については、所得の状況に応じて下表のとおり段階区分ごとの負担軽減制度があります。（負担軽減を受けるには、介護保険負担限度額認定を受ける必要があります。）

◎介護保険負担限度額認定の段階区分ごと食費・滞在費負担額表

段階区分			滞在費 (日額)		食費 (日額)
所得区分			利用者 負担段階	多床室 (相部屋)	従来型 個室
市 町 村 民 税	世 帯 非 課 税 者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	370円	820円
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	370円	420円
		高齢福祉年金受給者	第1段階	0円	320円
生活保護受給者等					

※認定要件

- ①住民税非課税世帯であること
- ②世帯分離をしている配偶者がいる場合（夫婦の内、1人が施設に入所している等の理由で住民票を別にしているなど）、その方も住民税非課税者であること
- ③預貯金等の額が、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること

6 利用料金自己負担額総額内訳表(日額)

*介護サービス費(基本利用料+基本加算+介護職員処遇改善加算)+食費+滞在費

*該当者加算は含まれていません

(1)多床室利用の場合

①要介護1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	771円	1,542円	771円	771円	771円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	2,991円	3,762円	1,791円	1,531円	1,071円

②要介護2

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	850円	1,700円	850円	850円	850円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	3,070円	3,920円	1,870円	1,610円	1,150円

③要介護3

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	929円	1,858円	929円	929円	929円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	3,149円	4,078円	1,949円	1,689円	1,229円

④要介護4

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	1,009円	2,018円	1,009円	1,009円	1,009円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	3,229円	4,238円	2,029円	1,769円	1,309円

⑤要介護5

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	1,085円	2,170円	1,085円	1,085円	1,085円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	3,305円	4,390円	2,105円	1,845円	1,385円

(2)従来型個室利用の場合

①要介護1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	747円	1,494円	747円	747円	747円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	1,150円	1,150円	820円	420円	320円
合計	3,277円	4,024円	2,217円	1,557円	1,367円

②要介護2

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	826円	1,652円	826円	826円	826円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	1,150円	1,150円	820円	420円	320円

合計	3,356 円	4,182 円	2,296 円	1,636 円	1,446 円
----	---------	---------	---------	---------	---------

③要介護3

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	906 円	1,812 円	906 円	906 円	906 円
食費	1,380 円	1,380 円	650 円	390 円	300 円
滞在費	1,150 円	1,150 円	820 円	420 円	320 円
合計	3,436 円	4,342 円	2,376 円	1,716 円	1,526 円

④要介護4

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	985 円	1,970 円	985 円	985 円	985 円
食費	1,380 円	1,380 円	650 円	390 円	300 円
滞在費	1,150 円	1,150 円	820 円	420 円	320 円
合計	3,515 円	4,500 円	2,455 円	1,795 円	1,605 円

⑤要介護5

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	1,061 円	2,122 円	1,061 円	1,061 円	1,061 円
食費	1,380 円	1,380 円	650 円	390 円	300 円
滞在費	1,150 円	1,150 円	820 円	420 円	320 円
合計	3,591 円	4,652 円	2,531 円	1,871 円	1,681 円

(参考)「高額介護サービス費」について

同じ月に利用した介護保険の居宅及び施設サービスの1か月の利用料(食費・滞在費を除く)の合計が下表の基準額を越えたときに「高額介護サービス費」が支給されます。

所得区分	基準額
住民税課税世帯(現役並み所得者※)	世帯で44,000円
住民税課税世帯(一般)	世帯で37,200円
住民税非課税世帯	世帯で24,600円
・合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下 ・住民税非課税世帯で老齢年金の受給者	個人で15,000円
生活保護受給者など	個人で15,000円

※申請が必要です。

※「現役並み所得者」に該当する世帯とは、同一世帯内に、65歳以上で課税所得が145万円以上の方がいる世帯です。ただし、同一世帯内の65歳以上の方の収入の合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の場合は、申請により、基準額が「一般」の基準額になります。

平成 27 年 8 月 1 日

特別養護老人ホーム東が丘
介護予防短期入所生活介護料金表

料金表の自己負担額等は、概算ですので利用料請求書の額と一致するものではありません。

1 基本利用料

(1) 多床室

介護度区分	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1 割負担	2 割負担
要支援1	4,861 円	487 円	974 円
要支援2	5,982 円	599 円	1,198 円

(2) 従来型個室

介護度区分	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1 割負担	2 割負担
要支援1	4,806 円	481 円	962 円
要支援2	5,971 円	598 円	1,196 円

2 加算利用料

(1) 基本加算

利用者全員に自己負担があります。

加算項目	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1 割負担	2 割負担
機能訓練指導体制加算	133 円	14 円	28 円
サービス提供体制強化加算(I イ)	199 円	20 円	40 円
合計額		34 円	68 円

(2) 該当者加算

該当者加算は該当サービスを利用した場合に加算されます。

加算項目	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1 割負担	2 割負担
送迎加算(片道1回につき)	2,042 円	205 円	410 円
個別機能訓練加算(1日につき)	621 円	63 円	126 円
療養食加算(1日につき)	255 円	26 円	52 円
認知症行動心理症状緊急対応加算 (1日につき)	2,220 円	222 円	444 円

加算項目	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
若年性認知症利用者受入加算 (1日につき)	1,332 円	134 円	268 円

※送迎加算は、利用者のご希望によりホームが送迎を行った場合にのみ加算されます。送迎をご希望の場合でも、車輛の運行状況によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

(3)介護職員処遇改善加算(多床室・従来型個室)

介護度区分	利用料 (日額)	自己負担額(日額)	
		1割負担	2割負担
要支援1	299 円	30 円	60 円
要支援2	366 円	37 円	74 円

※処遇改善加算は基本利用料と基本加算の合計単位数の1000分の59に相当する単位数から算定しています。(該当者加算がある場合は変動します)

3 食費(食材費及び調理費相当額)

食事	朝食	昼食	夕食	合計
金額	330 円	600 円	450 円	1,380 円

4 滞在費(日額)

	多床室	従来型個室
基準費用額	840 円	1,150 円
負担限度額3段階	370 円	820 円
負担限度額2段階		420 円
負担限度額1段階	0	320 円

※従来型個室を利用する方で感染症や精神症状等、医師の判断で利用する場合は多床室(相部屋)の滞在費と同額で利用できます。

5 負担軽減制度

食費及び滞在費については、所得の状況に応じて下表のとおり段階区分ごとの負担軽減制度があります。(負担軽減を受けるには、介護保険負担限度額認定を受ける必要があります。)

◎介護保険負担限度額認定の段階区分ごと食費・滞在費負担額表

段 階 区 分			滞 在 費 (日額)		食費 (日額)	
所 得 区 分			利用者 負担段階	多床室 (相部屋)	従来型 個室	
市 町 村 民 税	世 帯 非 課 税 者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	370円	820円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	370円	420円	390円
		高齢福祉年金受給者	第1段階	0円	320円	300円
生活保護受給者等						

※認定要件

- ①住民税非課税世帯であること
- ②世帯分離をしている配偶者がいる場合(夫婦の内、1人が施設に入所している等の理由で住民票を別にしているなど)、その方も住民税非課税者であること
- ③預貯金等の額が、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること

6 利用料金自己負担額総額内訳表(日額)

*介護サービス費(基本利用料+基本加算+介護職員処遇改善加算)+食費+滞在費

*該当者加算は含まれていません

(1)多床室利用の場合

①要支援1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	551円	1,102円	551円	551円	551円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	2,771円	3,322円	1,571円	1,311円	851円

②要支援2

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	670円	1,340円	670円	670円	670円
食費	1,380円	1,380円	650円	390円	300円
滞在費	840円	840円	370円	370円	0円
合計	2,890円	3,560円	1,690円	1,430円	970円

(2) 従来型個室

① 要支援1

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	545 円	1,090 円	545 円	545 円	545 円
食費	1,380 円	1,380 円	650 円	390 円	300 円
滞在費	1,150 円	1,150 円	820 円	420 円	320 円
合計	3,075 円	3,620 円	2,015 円	1,355 円	1,165 円

② 要支援2

	基準費用額		第3段階	第2段階	第1段階
	1割負担	2割負担			
介護サービス費	669 円	1,338 円	669 円	669 円	669 円
食費	1,380 円	1,380 円	650 円	390 円	300 円
滞在費	1,150 円	1,150 円	820 円	420 円	320 円
合計	3,199 円	3,868 円	2,139 円	1,479 円	1,289 円

(参考) 「高額介護サービス費」について

同じ月に利用した介護保険の居宅及び施設サービスの1か月の利用料(食費・滞在費を除く)の合計が下表の基準額を越えたときに「高額介護サービス費」が支給されます。

所得区分	基準額
住民税課税世帯(現役並み所得者※)	世帯で44,000円
住民税課税世帯(一般)	世帯で37,200円
住民税非課税世帯	世帯で24,600円
・合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下 ・住民税非課税世帯で老齢年金の受給者	個人で15,000円
生活保護受給者など	個人で15,000円

※申請が必要です。

※「現役並み所得者」に該当する世帯とは、同一世帯内に、65歳以上で課税所得が145万円以上の方がいる世帯です。ただし、同一世帯内の65歳以上の方の収入の合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の場合は、申請により、基準額が「一般」の基準額になります。